

# 第93回雇用保険部会で委員から頂いた 御指摘に関する資料

# 就職した者のうち、基本手当支給終了までに就職した者の割合 (特定受給資格者)

給付テーブル(上段:15年改正後 中段:12年改正後 下段:12年改正前)

	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
30歳未満	90		90		120		180		—	
	<b>90</b>		<b>90</b>		<b>120</b>	<b>30</b>	<b>180</b>			
	90		90		90		180			
30歳以上35歳未満	90		90		180		210		240	
	<b>90</b>		<b>90</b>		<b>180</b>		<b>210</b>		<b>240</b>	<b>30</b>
	90		90		180		210		210	
35歳以上45歳未満	90		90		180		240	<b>30</b>	<b>270</b>	
	<b>90</b>		<b>90</b>		<b>180</b>		<b>210</b>		<b>240</b>	<b>30</b>
	90		90		180		210		210	
45歳以上60歳未満	90		180		240		270		330	
	<b>90</b>		<b>180</b>		<b>240</b>	<b>30</b>	<b>270</b>	<b>30</b>	<b>330</b>	<b>30</b>
	90		180		210		240		300	
60歳以上65歳未満	90		150		180		210		240	
	<b>90</b>		<b>150</b>	<b>▲90</b>	<b>180</b>	<b>▲120</b>	<b>210</b>	<b>▲90</b>	<b>240</b>	<b>▲60</b>
	90		240		300		300		300	

就職率(上段:16年度 中段:14年度 下段:12年度)

	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
30歳未満	42.7%	3.3%	42.2%	3.9%	46.9%	6.6%	55.5%	7.7%	—	
	<b>39.4%</b>	<b>1.5%</b>	<b>38.3%</b>	<b>4.9%</b>	<b>40.3%</b>	<b>12.4%</b>	<b>47.8%</b>	<b>10.4%</b>		
	37.9%		33.3%		27.9%		37.5%			
30歳以上35歳未満	36.5%	2.5%	38.9%	4.6%	52.7%	4.5%	57.9%	6.8%	—	
	<b>34.0%</b>	<b>▲0.2%</b>	<b>34.3%</b>	<b>2.1%</b>	<b>48.2%</b>	<b>5.2%</b>	<b>51.1%</b>	<b>6.5%</b>		
	34.2%		32.2%		43.0%		44.6%			
35歳以上45歳未満	38.1%	3.9%	39.4%	4.3%	52.1%	3.9%	60.8%	7.2%	63.5%	7.4%
	<b>34.2%</b>	<b>▲0.8%</b>	<b>35.1%</b>	<b>▲0.8%</b>	<b>48.2%</b>	<b>▲0.8%</b>	<b>53.6%</b>	<b>▲1.4%</b>	<b>56.1%</b>	<b>▲0.9%</b>
	35.1%		35.8%		49.0%		55.0%		57.0%	
45歳以上60歳未満	39.2%	3.8%	53.7%	4.3%	56.8%	4.7%	56.3%	5.5%	61.5%	8.5%
	<b>35.3%</b>	<b>▲2.4%</b>	<b>49.3%</b>	<b>▲0.9%</b>	<b>52.1%</b>	<b>0.5%</b>	<b>50.8%</b>	<b>▲2.7%</b>	<b>52.9%</b>	<b>▲1.5%</b>
	37.7%		50.3%		51.6%		53.5%		54.5%	
60歳以上65歳未満	43.5%	1.9%	61.2%	2.5%	62.3%	3.1%	62.6%	3.5%	65.5%	3.2%
	<b>41.6%</b>	<b>0.6%</b>	<b>58.7%</b>	<b>▲5.5%</b>	<b>59.2%</b>	<b>▲3.5%</b>	<b>59.0%</b>	<b>3.3%</b>	<b>62.3%</b>	<b>6.6%</b>
	41.0%		64.2%		62.7%		55.8%		55.7%	

注:「就職した者」には、支給終了後1年以上経過して就職した者を含んでいる。短時間労働被保険者は除いている。

# 就職した者のうち、基本手当支給終了までに就職した者の割合 (特定受給資格者以外の者)

給付テーブル(上段:15年改正後 中段:12年改正後 下段:12年改正前)

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90	90	90 ▲30	120 ▲30	-
	90	90	120 30	150 ▲30	
	90	90	90	180	
30歳以上35歳未満	90	90	90 ▲30	120 ▲30	150 ▲30
	90	90	120 ▲60	150 ▲60	180 ▲30
	90	90	180	210	210
35歳以上45歳未満	90	90	90 ▲30	120 ▲30	150 ▲30
	90	90	120 ▲60	150 ▲60	180 ▲30
	90	90	180	210	210
45歳以上60歳未満	90	90	90 ▲30	120 ▲30	150 ▲30
	90	90 ▲90	120 ▲90	150 ▲90	180 ▲120
	90	180	210	240	300
60歳以上65歳未満	90	90	90 ▲30	120 ▲30	150 ▲30
	90	90 ▲150	120 ▲180	150 ▲150	180 ▲120
	90	240	300	300	300

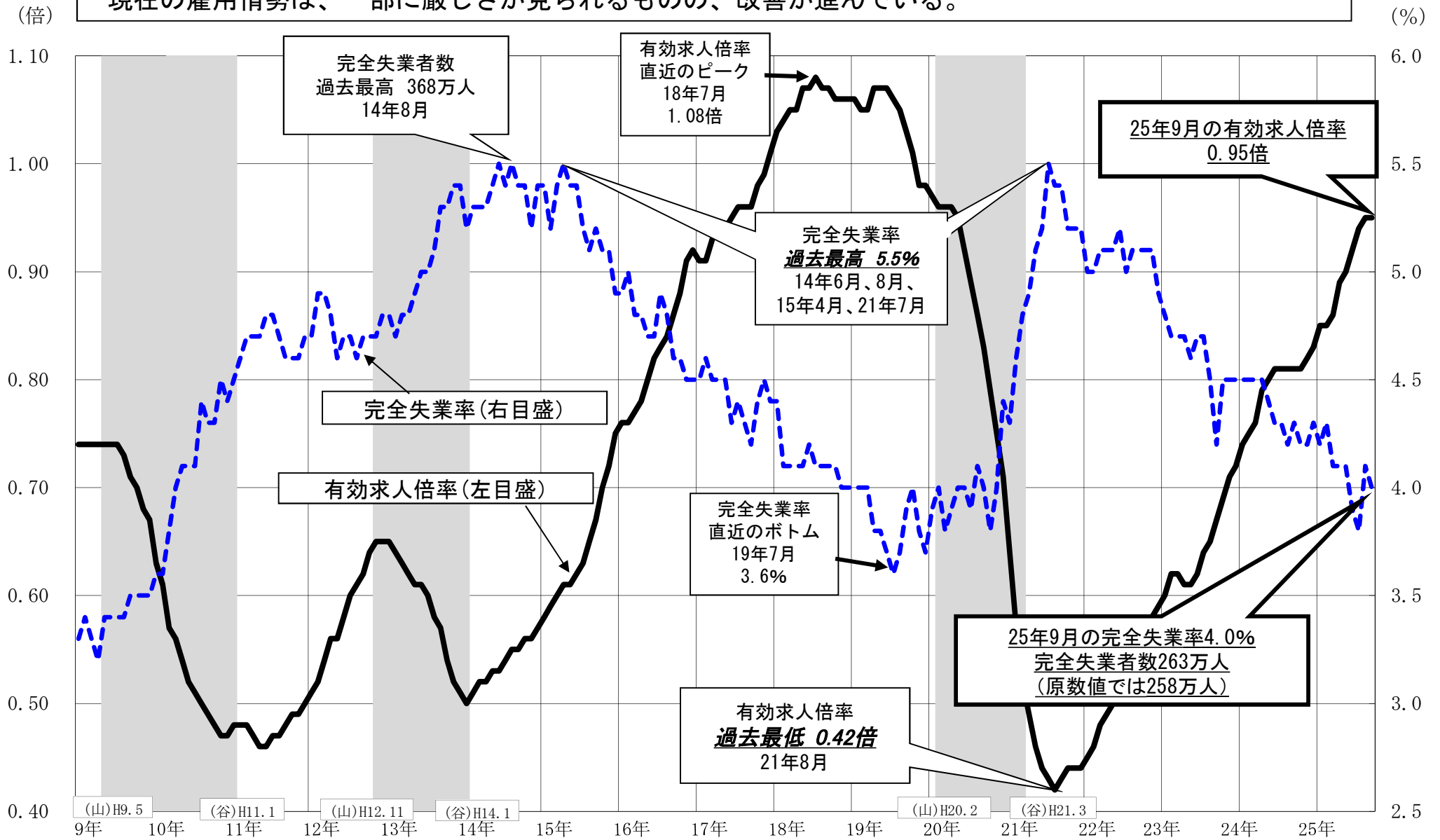
就職率(上段:16年度 中段:14年度 下段:12年度)

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	55.0% 0.4%	54.4% 1.5%	47.3% ▲0.9%	49.6% 3.0%	-
	54.6% ▲2.3%	52.9% ▲2.7%	48.2% ▲0.6%	46.6% ▲7.2%	
	56.9%	55.5%	48.8%	53.8%	
30歳以上35歳未満	45.4% 0.6%	47.8% 3.2%	48.7% 0.9%	47.6% 1.2%	-
	44.8% ▲3.3%	44.6% ▲3.3%	47.8% ▲5.1%	46.4% ▲7.3%	
	48.2%	47.9%	52.9%	53.7%	
35歳以上45歳未満	46.6% 0.2%	49.8% 3.2%	52.0% 1.1%	53.0% 1.8%	57.1% 1.9%
	46.4% ▲3.9%	46.7% ▲3.9%	50.9% ▲6.5%	51.2% ▲8.8%	55.1% ▲4.9%
	50.3%	50.6%	57.3%	60.0%	60.0%
45歳以上60歳未満	50.8% 0.9%	51.2% 2.7%	51.5% 1.0%	48.3% 0.6%	47.0% 2.5%
	49.9% ▲8.1%	48.5% ▲10.1%	50.5% ▲6.7%	47.7% ▲9.1%	44.5% ▲13.4%
	58.0%	58.6%	57.2%	56.8%	58.0%
60歳以上65歳未満	62.1% ▲0.8%	53.3% 0.3%	47.5% ▲1.6%	41.0% ▲0.3%	40.0% ▲0.6%
	62.9% ▲6.0%	53.0% ▲16.3%	49.0% ▲16.0%	41.3% ▲19.3%	40.6% ▲19.2%
	68.8%	69.3%	65.1%	60.6%	59.8%

注:「就職した者」には、支給終了後1年以上経過して就職した者を含んでいる。短時間労働被保険者は除いている。

# 完全失業率と有効求人倍率の動向

現在の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期。

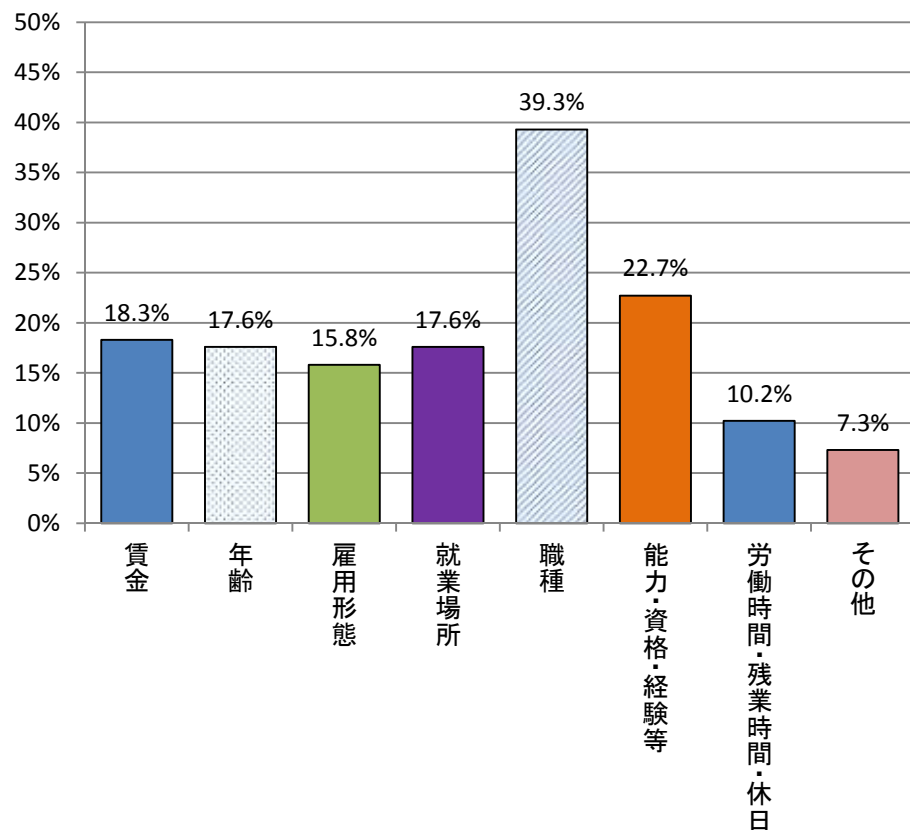
(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

# 求職者が求人に応募しない理由について①

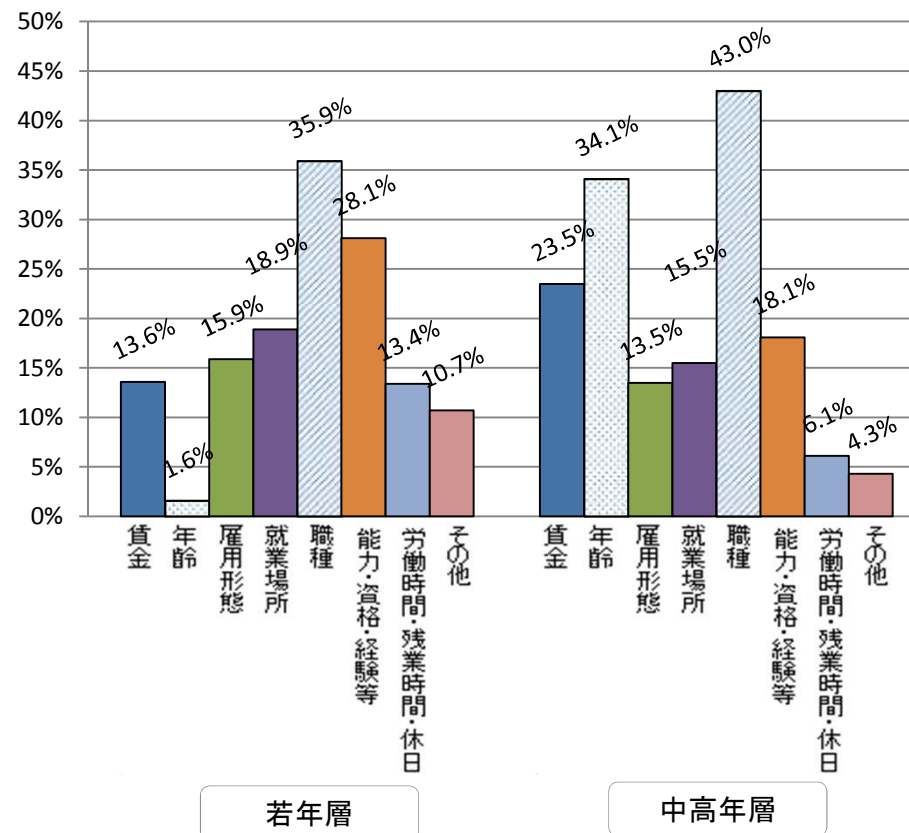
(「労働力需給のミスマッチの状況に関する調査」(平成15年12月厚生労働省職業安定局実施))

○ 全国の公共職業安定所12所において、求人者及び求職者の状況を把握するための求職者へのアンケート調査（回答求職者数12,086人）等を実施。回答のあった者のうち、当日求人に応募しなかった者9,071人に対し、その理由を調査している。

【求人に応募しなかった理由】



【年齢別・求人に応募しなかった理由】



## 求職者が求人に応募しない理由について②

(「平成14年求職者総合実態調査」(平成14年6月(第1回)・平成15年1月(第2回)厚生労働省大臣官房統計情報部実施))

- 公共職業安定所に求職申込みを行った求職者の職歴、求職理由、求職条件、求職申込み方法、教育訓練等の内容等を調査。公共職業安定所において、平成13年12月に新規に求職申込みを行った求職者(調査対象者数20,378人)を対象とし、平成14年6月(回答数13,337人)と平成15年1月(回答数11,917人)の2回に分けて調査を実施。  
以下の調査は、第1回の調査回答者13,337人のうち、期間中に求人に応募しておらず、その理由を「希望する条件を満たす求人がなかった」と回答した1,994人に対して実施。

**【求職申込み時(平成13年12月)から第1回調査時(平成14年6月)までの期間の、希望する条件を満たす求人がなかった理由別求職者割合】**

年齢階級	応募していない理由(複数回答3つまで)(単位:%)								
	職種があわない	能力、経験を活かせない	会社の業種、規模等が気に入らない	賃金が安い	労働時間・休日等の労働条件が悪い	仕事がきつい	通勤時間がかかる	その他	不明
計	53.5	26.6	6.0	34.2	37.0	4.7	28.4	26.6	0.1
24歳以下	52.8	18.2	7.7	29.5	48.2	2.9	24.5	15.1	-
25～29歳	52.4	24.6	9.9	33.1	54.8	2.9	36.6	13.7	0.6
30～34歳	42.5	24.4	7.9	39.0	52.4	2.0	37.4	23.0	-
35～39歳	56.0	27.2	10.7	41.8	41.4	2.6	25.9	19.4	-
40～44歳	61.9	28.0	8.0	46.9	34.5	4.7	27.8	26.6	-
45～49歳	58.5	26.1	5.4	42.7	32.4	3.6	26.9	25.0	-
50～54歳	59.5	29.5	2.2	38.2	31.0	5.3	28.7	33.1	-
55～59歳	58.8	31.5	2.1	34.2	25.7	4.7	27.1	31.0	-
60～64歳	50.4	30.1	4.5	25.9	23.8	7.2	23.3	36.9	0.1
65歳以上	42.4	18.7	2.2	9.8	16.7	15.8	15.8	47.0	0.5

# 求職者が求人に応募しない理由について②

(「平成14年求職者総合実態調査」(平成14年6月(第1回)・平成15年1月(第2回)厚生労働省大臣官房統計情報部実施))

- 公共職業安定所に求職申込みを行った求職者の職歴、求職理由、求職条件、求職申込み方法、教育訓練等の内容等を調査。公共職業安定所において、平成13年12月に新規に求職申込みを行った求職者(調査対象者数20,378人)を対象とし、平成14年6月(回答数13,337人)と平成15年1月(回答数11,917人)の2回に分けて調査を実施。以下の調査は、第2回の調査回答者11,917人のうち、期間中に求人に応募しておらず、その理由を「希望する条件を満たす求人がなかった」と回答した1,952人に対して実施。

**【第1回調査時(平成14年6月)から第2回調査時(平成15年1月)までの期間の、希望する条件を満たす求人がなかった理由別求職者割合】**

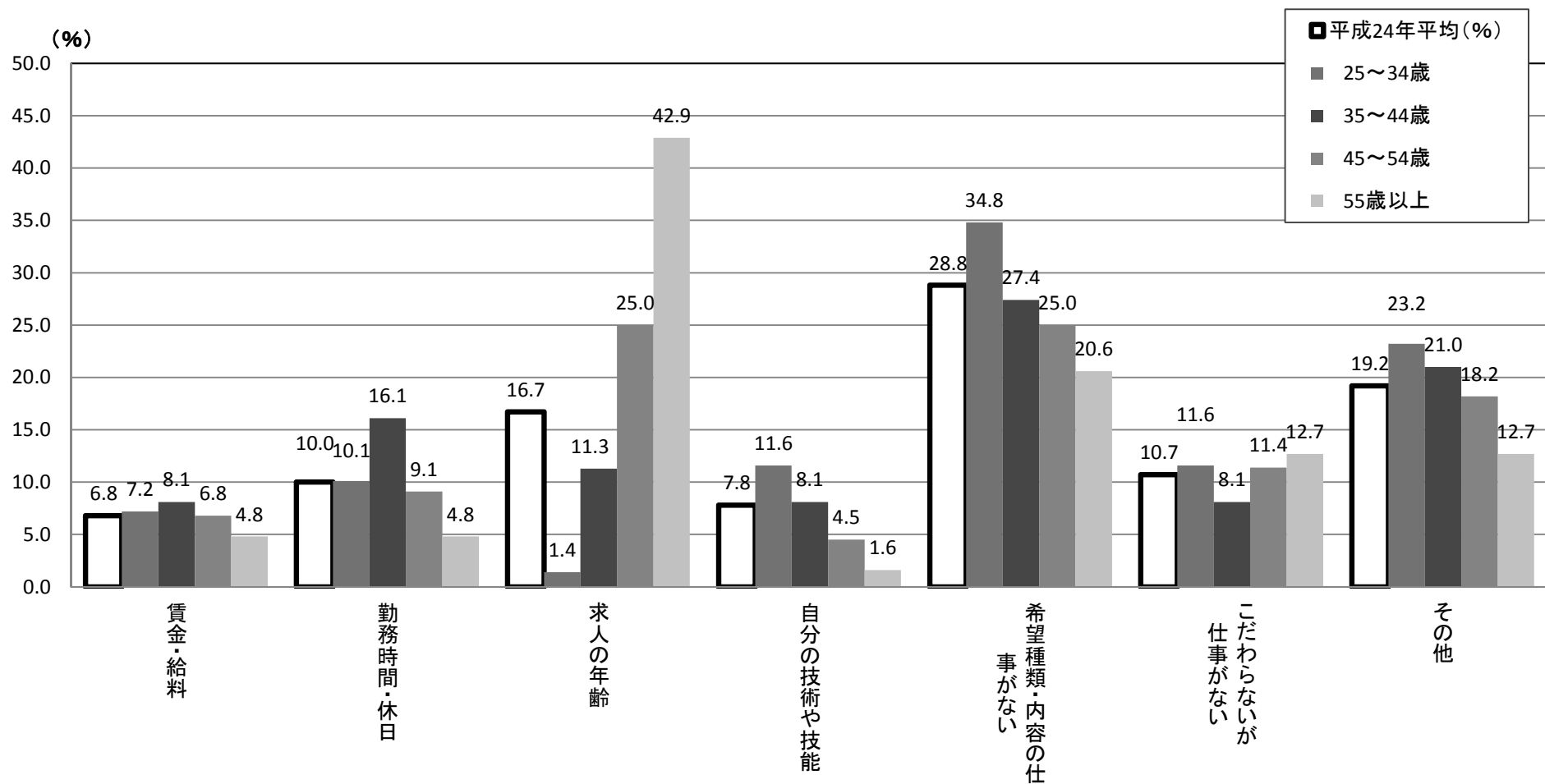
年齢階級	応募していない理由(複数回答3つまで)(単位:%)								
	職種があわない	能力、経験を活かさない	会社の業種、規模等が気に入らない	賃金が安い	労働時間・休日等の労働条件が悪い	仕事がかつい	通勤時間がかかる	その他	不明
計	54.5	32.3	5.7	26.9	34.0	5.7	25.7	32.3	0.3
24歳以下	64.5	19.7	10.2	17.8	49.2	4.9	14.8	25.2	-
25～29歳	52.6	26.2	8.1	20.8	60.7	1.3	30.7	24.9	1.3
30～34歳	53.9	15.3	11.0	23.5	49.2	3.0	32.9	27.7	-
35～39歳	56.7	38.3	6.8	35.2	39.7	5.2	23.0	23.5	-
40～44歳	53.4	32.8	8.2	43.3	35.0	1.7	21.5	28.5	-
45～49歳	52.6	36.2	3.6	39.5	28.4	6.9	29.7	31.9	-
50～54歳	52.2	38.7	4.3	37.0	28.0	5.8	30.4	36.7	0.4
55～59歳	60.4	33.2	3.9	28.7	21.2	5.6	29.7	31.0	-
60～64歳	53.7	40.8	2.7	19.3	24.2	7.2	21.0	39.2	0.2
65歳以上	37.5	31.1	3.1	14.9	17.2	18.6	18.6	49.1	1.7

# 完全失業者の仕事につけない理由について

## (「労働力調査(詳細集計)」(平成24年平均(速報)・総務省))

○ 我が国における就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的として、国内に居住している全人口を対象に標本調査を実施。「詳細集計」は、約1万世帯及びその世帯員が調査対象となる。

【年齢階級、仕事につけない理由別完全失業者割合】 ※単一回答





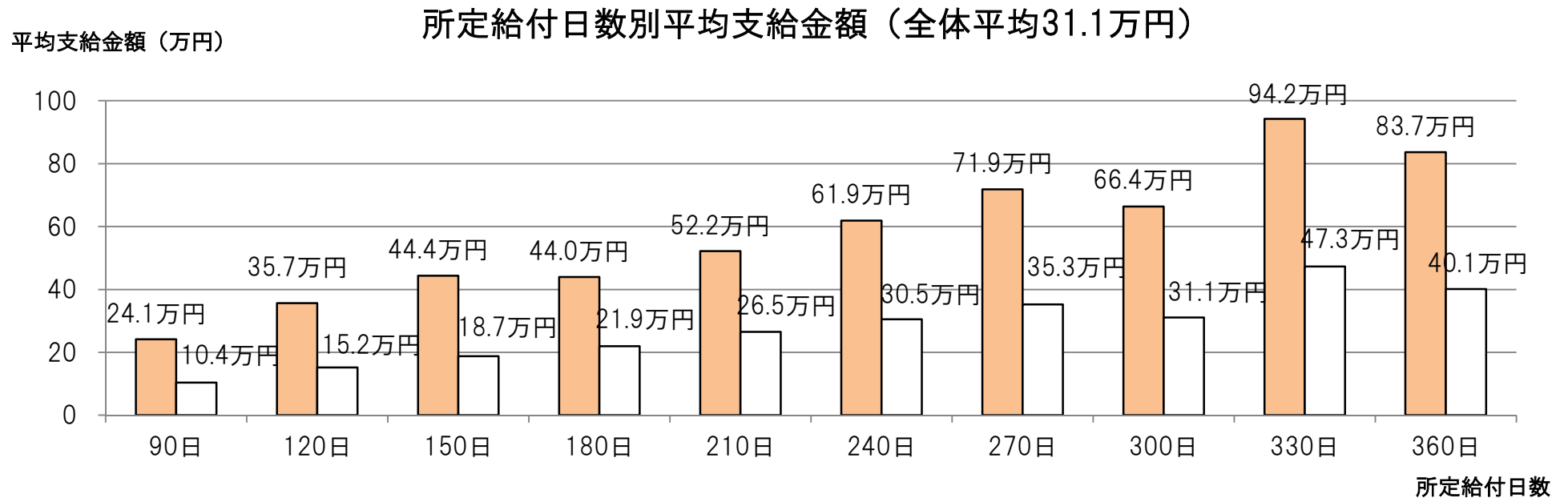
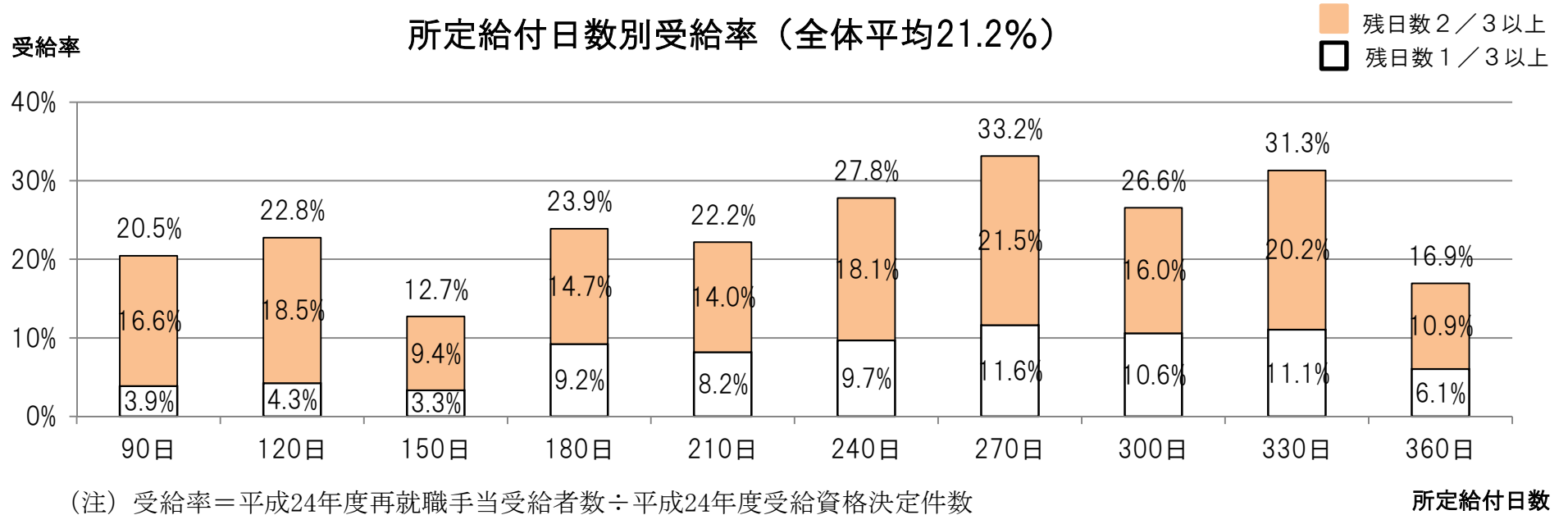
# 再就職手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、件、%)

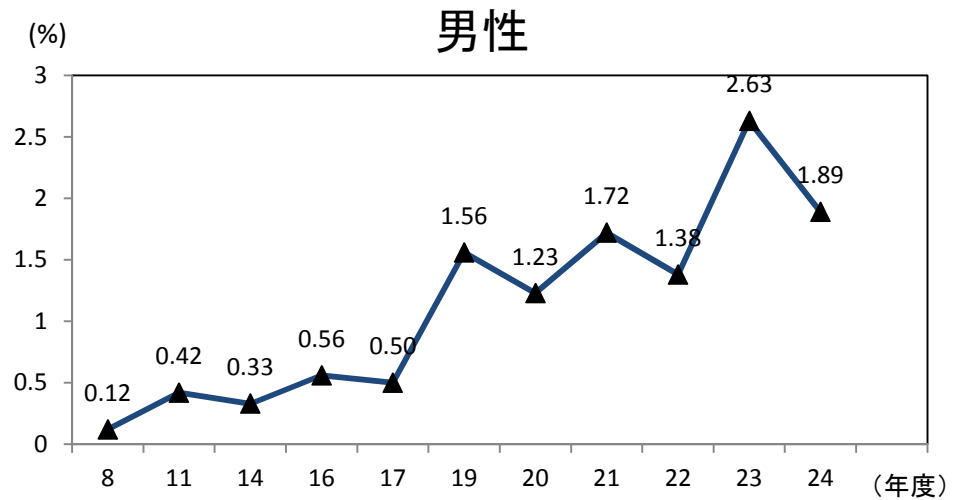
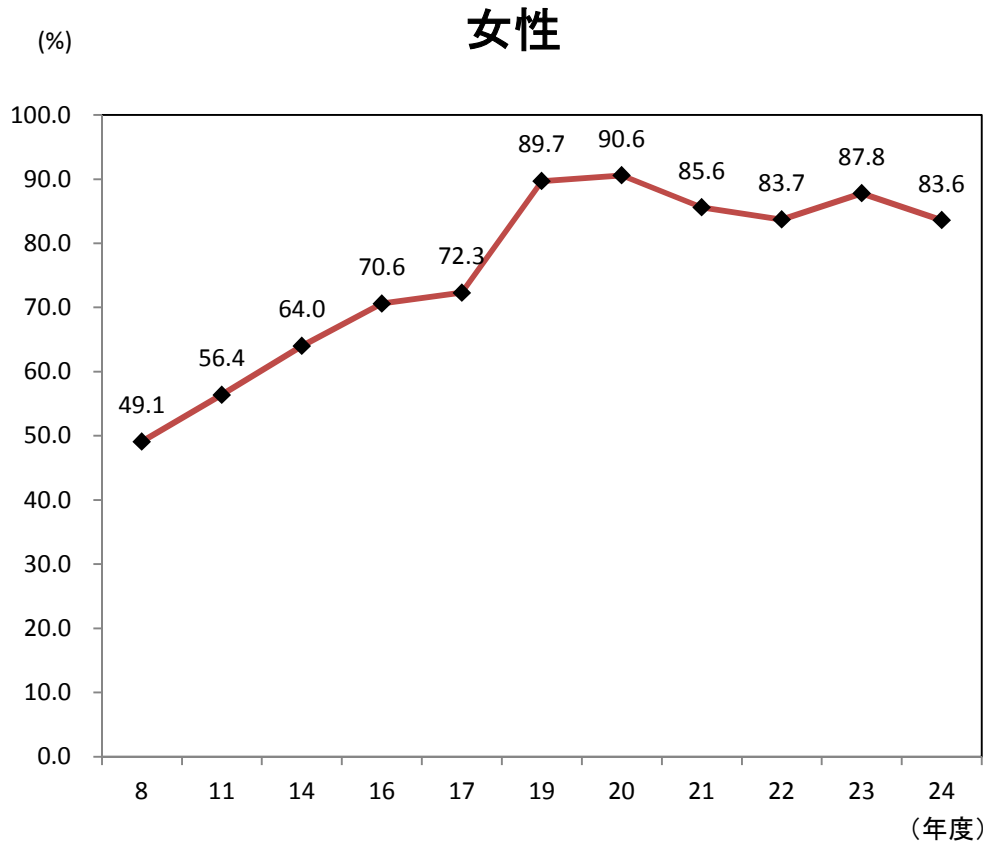
	受給者数 (A)			支給金額			受給資格決定件数 (B)	受給率 (A/B)
	うち残日数 2/3以上	うち残日数 1/3以上	うち残日数 2/3以上	うち残日数 1/3以上				
平成20年度	347,288 (100%)	282,332 (81.3%)	64,956 (18.7%)	58,934,599 (100%)	50,155,147 (85.1%)	8,779,452 (14.9%)	2,200,007	15.8
平成21年度	390,903 (100%)	279,704 (71.6%)	111,199 (28.4%)	99,667,269 (100%)	81,719,911 (82.0%)	17,947,358 (18.0%)	2,265,042	17.3
平成22年度	352,861 (100%)	259,942 (73.7%)	92,919 (26.3%)	90,753,099 (100%)	75,761,397 (83.5%)	14,991,702 (16.5%)	1,902,110	18.6
平成23年度	359,848 (100%)	270,148 (75.1%)	89,700 (24.9%)	101,619,063 (100%)	85,748,531 (84.4%)	15,870,532 (15.6%)	1,931,711	18.6
平成24年度	387,438 (100%)	296,107 (76.4%)	91,331 (23.6%)	120,614,333 (100%)	102,991,172 (85.4%)	17,623,161 (14.6%)	1,831,443	21.2

# 再就職手当の支給状況(所定給付日数別)



# 育児休業取得率の推移

○育児休業取得率は女性は8割を上回っている一方、男性は1.89%と低い水準で推移している。



$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$$

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調査」

(※) 平成24年度調査においては、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間。

注) 平成22年度及び平成23年度の[ ]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 有期契約労働者の育児休業取得率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
女性	71.7%	[80.7%]	71.4%
男性	2.02%	[0.06%]	0.24%

注：平成23年度及び平成24年度の[ ]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

## 事業所規模別の育児休業取得率

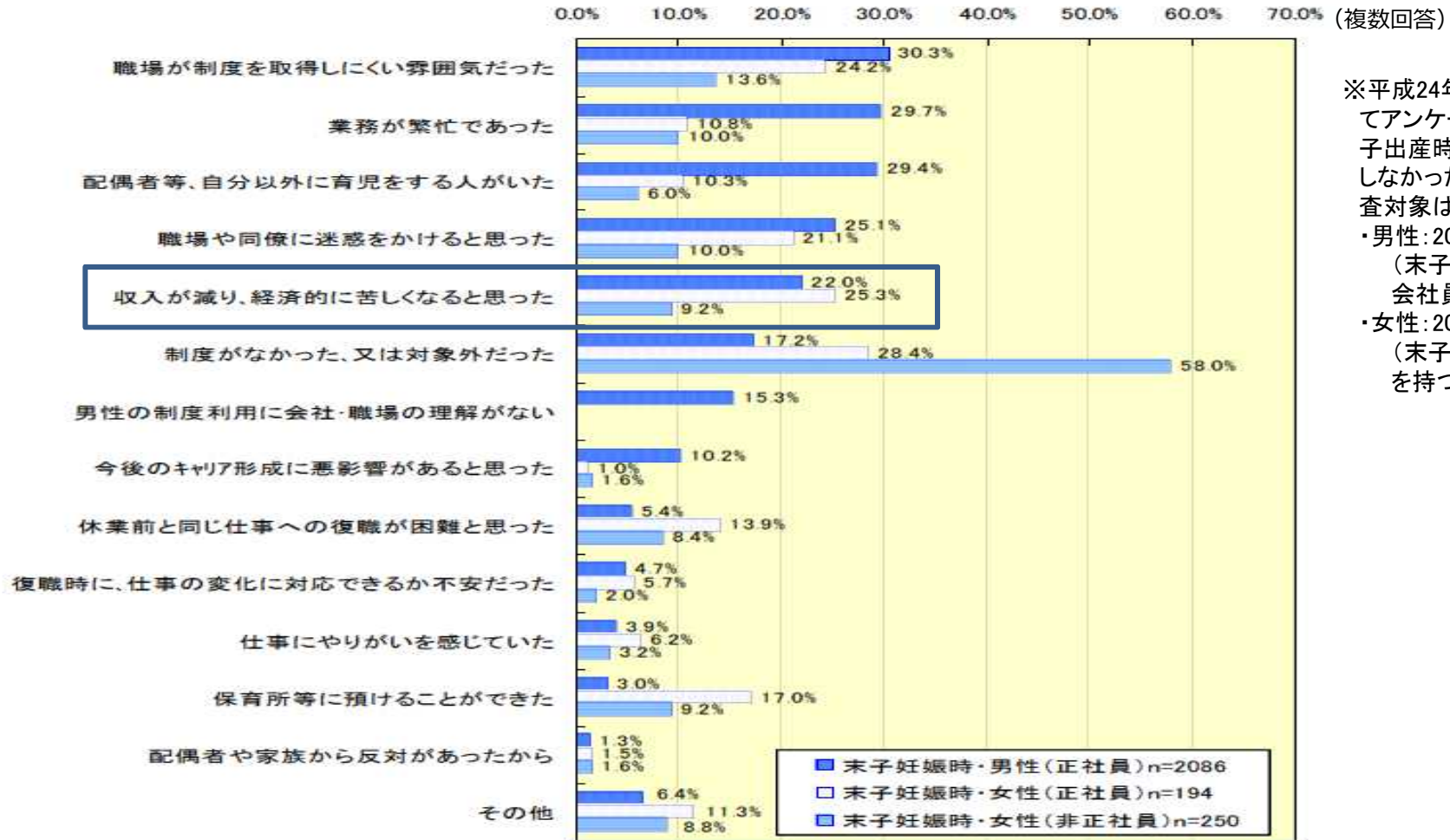
	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
500人以上	91.0%	2.20%	[91.4%]	[2.85%]	90.6%	1.96%
100～499人	89.9%	0.87%	[93.4%]	[2.55%]	92.1%	1.57%
30～99人	83.7%	1.74%	[86.7%]	[3.73%]	87.2%	1.65%
5～29人	79.2%	1.25%	[83.3%]	[1.79%]	73.4%	2.34%
30人以上（再掲）	87.6%	1.48%	[90.1%]	[3.06%]	90.0%	1.68%

注：平成23年度及び平成24年度の[ ]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

# 育児休業を取得しなかった理由(末子妊娠時の就業形態別)

- 経済的な理由から育児休業を取得しなかった人(正社員)は、男性22.0%、女性25.3%(複数回答)



※平成24年2月～3月にかけてアンケート調査を実施。末子出産時に育児休業を取得しなかった理由を聴取。調査対象は、以下の通り。  
 ・男性:20～40代の、子ども(末子が3歳未満)を持つ会社員  
 ・女性:20～40代の、子ども(末子が小学校就学前)を持つ会社員

資料出所：平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書  
 (平成23年度厚生労働省委託調査)

# 仕事と家庭の両立支援対策の概要

## 法律に基づく両立支援制度の整備

### 妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

### 育児休業等両立支援制度の整備

(育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月=“パパ・ママ育休プラス”※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。  
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

## 両立支援制度を利用しやすい 職場環境づくり

### 次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と子育てを両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知(101人以上は義務、100人以下は努力義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定  
(くるみんマーク)
- ・認定企業に対する税制上の措置



### 助成金を通じた事業主への支援

- ・短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

### 表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)
- ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」による情報提供
- ・両立支援の取組をより効果的に推進するためのベストプラクティス集の普及

## その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進  
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

## 希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成22年) → 55% (平成32年)

男性の育児休業取得率

1.89% (平成24年) → 13% (平成32年)